

2023年3月31日

茨城県知事 大井川和彦 様

(写) 基本計画策定委員会委員各位および事務局、茨城県監査委員各位、茨城県議会議員各位

日立市長 小川春樹様、日立市県産廃処分場担当課、日立市議会議員各位
マスコミ各位、その他できるだけ多くの市民・県民の皆様

荒川 照明 日立市台原町 2-10-10

助川 靖平 日立市諏訪町 3 - 4-40

鈴木 鐸士 日立市千石町 1-15-26

産廃処分場計画地の唐津沢流域に対応する防災調整池容量算定における

法規違反に関する公開質問状

1. はじめに

県は広大な唐津沢の中に巨大な産廃処分場を計画している。この計画は、豪雨時に上流域（敷地の西側流域）から搬入道路のトンネル出入口付近に流入する激甚な洪水に対する防災対策が必要であることを機会あるごとに訴え続けて来た（参考資料1～5）。しかし、私どもの指摘は無視されるだけで、設置計画には、洪水災害対策は微塵も講じられていない。なお、住民訴訟の場合でも、私ども原告側から洪水災害対策の問い合わせをしている。

被告側の令和4年9月29日付けの準備書面（2）の31頁には、

新産業廃棄物最終処分場の西側流域の雨水については、新設道路に整備する排水施設により鮎川へ放流し、地下水集排水管により集水した地下水及び新産業廃棄物最終処分場の敷地内の埋立地外周（南側及び東側）の雨水については、暗渠管や雨水排水側溝から防災調整池を経て鮎川に放流することとしている。

なお、現在、新設道路については予備設計の段階であり、また、処分場の整備については基本計画の策定を終えた段階であり、いずれも河川管理者との放流に係る協議を行うのは今後であるため、現時点で示せるものではない。

と記述されている。

その後、本年2月14日には、産廃搬入道路の予備設計が完了したとのことで、計画概要が開示され、搬入道路の経路が具体的に表示され、概算工事費は約120億円と報じられた。また、3月15日には、産廃処分場基本設計イメージ図（令和5年3月茨城県）と産廃処分場の施設について（基本設計案）（2023年3月1日現在）が開示された（参考資料6）。

それらによると、搬入道路沿いに現有の導水路と同様に見える、唐津沢支川の導水路らしきものは設けられている。しかし、西側流域からの雨水放流に必要な防災調整池や唐津沢上流域（西側流域）からトンネル出入口付近に流出すると想定される激流に対する防護隔壁などの洪水災害対策は全く見当たらない。私どもがこれまでに幾度となく指摘して来た洪水災害対策は相変わらず無視されたことが判る。

これら最近なって開示された県の資料で見ると、搬入道路沿いに側溝が設けられただけで、処分場の敷地流域とその西側流域の豪雨時雨水の流通を完全に遮断する隔壁などの施設は確認されないため、図1流域図（乙第60号証）に示される処分場敷地流域36.83haは、独立した個別の流域とは認められず、法規上から、処分場の防災調整池の容量算定に対応する降水流域面積は、非開発地（西側流域）面積81.47haを含めた唐津沢流域全体の面積118.30haとせねばならない。

しかしながら、現状の基本計画では、参考資料7（乙第54号証に1）のように、防災調整池容量の算定にかかる流域面積を（36.83ha）としているが、これは誤りであり、算定された防災調整池の容量（29,747m³）は明らかに大幅な不足であるため、法規違反と言わざるを得ない。

したがって、本処分場建設計画を続行するためには、防災調整池の容量を唐津沢流域全体の面積118.30haに対応した容量に修正すべきであり、豪雨時に唐津沢の上流域から搬入道路のトンネル出入口付近に流入する激甚な洪水に対する防災調整池への誘導路の設置を改めて計画すべきである。これらは至難の業であり、現実的には不可能な対策と思われるが、実行して戴かねば産廃処分場建設は望めない。

また、基本計画で防災調整池容量の算定に使用された計画規模1/30年確率の降水量は、法規違反とは言わないまでも、明らかに不適格であるので、少なくともフロンティアかさまの例に倣って計画規模1/200年確率の降水量に変更すべきである。このように、基本計画における防災調整池容量の算定結果は、使用した対象流域面積だけではなく、使用した降水量についても問題があるので、それらについて順次詳しく説明したい。

2. 防災調整池容量の算定に使用すべき対象流域面積および許容放流量算定について

図2には、唐津沢流域における豪雨時の平均的な雨水流の経路説明図を示す。これは、県の水文調査資料を基にし、一部説明を追加したものである。唐津沢は急峻な深い谷間を形成しており、沢出口付近は採掘により深く広大な窪地になっており、約2.4haの湛水（湖）が形成され、水防法の規定値である24時間690mmの豪雨時にも、周囲から流入する約57万m³の雨水を貯留して防災ダムの役割を果たす。唐津沢上流域のA流域62.09haからの豪雨時の雨水は、谷間に集中し18.5m³/sの激甚な洪水を発生するような地形・形状であることが大きな特徴である（図3）。また、唐津沢流域は一体の広大なもので、巨大な隔壁を設けなければ、上流・下流の二つの独立した固有の流域に区分できるような状況ではないことが判る。

この度の処分場建設計画では、唐津沢の出口付近の36.83haが開発対象の敷地となり、唐津沢上流域（処分場の西側流域）81.47haは、非開発地域であるため、担当者は開発対象敷地だけが防災調整池の算定対象の流域面積と誤った判断をしたと推察される。しかし、産廃処分場の敷地は、ここまでだからと図面上に勝手に線引きしただけで、何一つ積明することなく、「開発対象敷地だけが防災調整池容量の算定対象の流域面積」とされたことには、不信感があった。むしろ、意図的に操作されたと推察されたが、事が余りにも重大なので、私どもは取り扱いに手をこまねいてきた。

このような一つの流域に開発対象地域と非開発地域が存在する場合における防災調整池容積の算定対象の流域面積の判断は、私どもには不慣れなので確信が持てなかったが、最近になって図4に示すような判り易い京都府の調整池に関する技術基準（参考資料8）が見つかったので、これを基にして確信をもって主張することにした。

この資料に基づく流域面積の考え方によると、

『図4中の参考図2.2 流域面積の考え方のように、防災調整池容量の算定対象の流域面積は、非開発地を含めた降水流域全体が該当する。』ここでは、防災調整池容量の算定対象面積をAとし、調整池を通さず直接放流する区域の面積をA'としており、 $A = A_{dev} + A_{nat} + A'_{dev} + A'_{nat}$ と表記されているように、Aには、開発地（ $A_{dev} + A'_{dev}$ ）だけではなく、非開発地（ $A_{nat} + A'_{nat}$ ）も併せて流域全体の面積が該当する。

そのため、現在の基本計画において、唐津沢産廃処分場の防災調整池容量の算定対象面積を処分場の敷地面積36.83haだけとしているのは重大な誤りであり、流域全体の面積118.30haと3.2倍に修正し、調整池容量を大幅に訂正せねばならない。

また、『許容放流量は、許容放流比流量に防災調整池容量の算定対象面積を乗じて求めるものとする。ただし、開発地から流出する雨水が防災調整池に流入しない直接放流区域がある場合は、許容放流量から直接放流区域の流出量を差し引くものとする。なお、直接放流区域の流出量は、合理式により求めるものとする。』とのことである。ここでは、防災調整池の許容放流量を Q_a (m³/s)、許容放流比流量を q_a (m³/s/ha)、および直接放流する流量を Q' として、次のように、式による表示もされている。

$$Q_a = A \times q_a - Q' \quad (\text{m}^3/\text{s}) \quad \dots \dots (1)$$

したがって、唐津沢産廃処分場の場合には、許容放流比流量 q_a (0.029 m³/s/ha)に算定対象面積A (118.30ha)を乗じて唐津沢に割り当てられる許容放流量 ($A \times q_a$)を求めると、3.43 m³/sとなる。そこから直接放流する流量 Q' を差し引けば、防災調整池から鮎川への許容放流量 Q_a が求められる。本基本計画では、搬入道路側溝による直接放流があり、西側流域のうちの一部は直接放流区域に当たるので、その流域からの流出量を合理式により求めて、上記の許容放流量3.43 m³/sからその分 Q' を差し引く操作が必要になる。この Q' の試算については、後に詳しく述べる。

3. 防災調整池の容量算定に使用される降水量について

基本計画で防災調整池容量の算定に使用された計画規模 1/30 年確率の降水量は、明らかに不適格であるので、フロンティアかさまの例に倣って計画規模 1/200 年確率の降水量に変更すべきであると要請したい。フロンティアかさまの場合については、確かな情報ではないが、『パンフレットには、防災調整池は 1/200 年確率の降水量で設計したので安全だと言う旨の表記がある。』

平成 10 年 10 月に改正された「茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準及び解説」の 11 頁の〈解説〉によると、

(4) 宅地開発の行われた後における洪水のピーク流量を、開発前のピーク流量にまで調節する場合の対象洪水の計画規模を 1/30 としたのは、次のような考え方によるものである。

ア) 調整池を暫定施設として存置する期間を 10 年程度とすれば計画規模としては少なくとも年超過確立 1/10 程度は考える必要があり、これに下流のトラブル対策としての増分を考慮する。

イ) 河川改修を行う場合、一般には改修計画の規模を 1/30 以上とすることが多いが、60 分雨量の 1/30 の値は、おおむね 60~100mm/hr の範囲にあり、調整池による暫定施設であることを考慮してこの程度の規模を対象とすることでよいであろう。

とのことである。

すなわち、『調整池を暫定施設として存置する期間を 10 年程度のものとして考え、その他の要因による増分を考慮し、計画規模を 1/30 とする。なお、河川改修では 1/30 以上とするが、暫定施設の調整池は河川改修以下のものだから、計画規模を 1/30 程度の降水量でよいであろう』と安易に決められた。

ところが、産廃処分場は、有毒物、有害物質、汚染物質などを半永久的に貯留する特別な施設だから、平成 27 年水防法規定の最大想定降雨（1/1000 年確率）を使用して、防災調整池の容量算定を実施すべきである。現在の調整池技術基準にはないと言うのであれば、これまで住民説明会ではフロンティアかさまの施設以上のものを計画すると標榜して来たのだから、せめてフロンティアかさまと同様に計画規模 1/200 年確率の降水量を採用すべきである。元々、計画規模 1/30 は、安全を期する最低基準として、定められたものであるから、昨今の豪雨災害の状況から見て必要であれば、それ以上の高い基準のものを適用するのが妥当である。

なお、新産業廃棄物最終処分場基本計画の第 7 章跡地利用（参考資料 9）では、最終処分場の埋立終了後は、浸出水の処理、地下水の水質検査、埋立地の内部からのガスの確認などで、20 年程度を要する。その後の指定区域の期間については特に記載は無いが、少なくとも 100 年ぐらいいは見込みたい。さらに埋立期間 23 年、工事期間 3 年などを加えると、供用期間（存置期間）は都合 150 年くらいになる。したがって、住民感情に基づく加算も

加われば、洪水の計画規模は 1/200 年確率の降水量としても十分とは言えない。この場合、24 時間降雨量は 406 mm であるが、水防法規定値 690 mm の 59% に過ぎない。

1/30 年確率の 24 時間降雨量は 256 mm であるが、水防法規定値 690 mm の 37% に過ぎず、そのままでは、洪水災害対策の効果はあまり期待できない。

参考までに、最大想定降雨量の水防法規定値と茨城県規定値との比較表を以下に示す。

降雨継続時間 (年確率)	1 時間降雨量	24 時間降雨量
水防法規定 (1/1000)	153 mm (100%)	690 mm (100%)
茨城県規定 (1/200)	110 mm (72%)	406 mm (59%)
茨城県規定 (1/100)	96.9 mm (63%)	348 mm (50%)
茨城県規定 (1/30)	74.5 mm (49%)	256 mm (37%)

4. 産廃処分場の適正な防災調整池容量および直接放流区域からの流出量の試算

a. 防災調整池容量の試算

唐津沢産廃処分場の防災調整池容量の算定対象面積 A を流域全体の面積 118.30 ha とした場合について、洪水の計画規模 1/200 年確率の降水量に対応した調整池容量 V を算定する。(洪水調節容量の算定方法 その 2) を適用し、次式の V の値を最大とするような容量をもって、その必要調節容量とする (参考資料 9)。

$$V = (r_i - r_c / 2) \cdot 60 \cdot t_i \cdot f \cdot A \cdot 1/360 \quad \dots \dots (2)$$

ここで、

V : 必要調整容量 (m³)

f : 開発後の流出係数 0.708

A : 流域面積 118.30 (ha)

r_c : 調整池下流の流下能力の値に対応する降雨強度 14.8 (mm/hr)

r_i : 1/200 確率降雨強度曲線上の任意の継続時間 t_i に対応する降雨強度 20.33 (mm/hr)

t_i : 任意の継続時間 1077 (min)

ただし、この値は、V の値を最大 (dV/dt=0) とする時間 t として求める。

経過時間 t に対応する降雨強度 r は、次式の水戸降雨強度式 (1/200 確率) による。

$$r = 2240 / (t^{2/3} + 5.09) \quad (\text{mm/hr}) \quad \dots \dots (3)$$

これらの式に、対応する数値を代入すると、V は、194,300 (m³) となる。

この場合、唐津沢産廃処分場の防災調整池容量の算定対象面積 118.30 ha は、敷地面積 36.83 ha の 3.2 倍と広大であり、雨水放流地点の許容放流比流量が 0.029 m³/s/ha と極めて小さく、許容放流量が小さいため、必要な防災調整池容量 V は 194,300 (m³) と巨大なものになる。それに対して、現行の防災調整池容量は 29,747 (m³) であり、必要な防災調整池容量の 6.5 分の 1 である。両者の差異はあまりにも大きいので、にわかには信じ難く、むしろ大胆な意図的な情報操作があったと推量される。

b. 直接放流区域からの流出量の試算

図 1 から判るように、西側流域のうち、B 流域 19.38 ha からの雨水は、平坦な斜面を集中することなくほぼ一様に搬入道路の側溝に流れ込み、側溝沿いに直接鮎川に放流されると考えられる。したがって、唐津沢産廃処分場では、この B 流域が直接放流区域に該当する。そこで、水戸降雨強度式 (1/200 確率) [式 (2)] による 1 時間の降雨強度 110 mm/hr を最大降雨強度として、直接放流のピーク流量を下記の合理式 (4) により試算する。

$$Q' = (1/360) \cdot f \cdot r \cdot A \quad (\text{m}^3/\text{s}) \quad \dots \dots (4)$$

ここに、Q' : 直接放流のピーク流量 (m³/s)
 f : 流出係数 0.708 と仮定する
 r : 最大降雨強度 110 (mm/hr)
 A : 流域面積 19.38 (ha)

式 (4) に対応する数値を代入すると、Q' は、4.19 m³/s となる。

この場合、直接放流される雨量は、4.19 m³/s であり、唐津沢全降水域に対する許容放流量 3.43 m³/s を 0.76 m³/s だけ超えることになる。これは、防災調整池からの放流を完全に止めたとしても、なお許容放流量を超えて直接放流するので規則違反である。

したがって、それほど多量ではないにも拘らず直接放流することは許容されず、別途に適性容量の防災調整池を設置し、そこを經由して放流せねばならない。

雨水放流地点の下流には隧道 (トンネル) があるため、比流量が 0.029 m³/s/ha と極めて小さく、広大な唐津沢全降水域に対する許容放流量が 3.43 m³/s と極めて小さいことに起因して、自由に直接放流することができず、豪雨時における洪水災害対策には誠に厳しい状況になっている。

5. 唐津沢流域に対応する防災調整池容量に関する考察

a. 防災調整池容量の算定対象の流域面積について

広大な唐津沢流域には、開発対象地域 (処分場敷地) と非開発地域が存在するが、防災

調整池の算定対象の流域面積は、唐津沢流域全面積である118.30haとすべきである。基本計画では、この算定対象の面積を処分場敷地面積36.83haだけとしたが、それは重大な誤りであり、そのままでは防災調整池に関する法規に違反する。

この度の処分場建設計画では、36.83haが開発対象の敷地となり、唐津沢上流域（処分場西側流域）は、非開発地域であるため、担当者は開発対象敷地だけが防災調整池の算定対象の流域面積と誤った判断をしたとも考えられるが、それではあまりにも稚拙な誤りなので、むしろ意図的な情報操作があったと推察される。ただ単に面積を訂正すればよいと考えるだけではなく、担当者の資質についても確認して戴きたい。

b. 防災調整池の容量算定に使用される降雨量について

基本計画で防災調整池容量の算定に使用された計画規模1/30年確率の降水量は、明らかに不適格であるので、少なくとも、フロンティアかさまの例に倣って計画規模1/200年確率の降水量に変更すべきであると要請したい。

先に詳しく述べたように、『調整池を暫定施設として存置する期間を10年程度のものとして考え、その他の要因による増分を考慮し、計画規模を1/30とする。なお、河川改修では1/30以上とするが、暫定施設の調整池は河川改修以下のものだから、計画規模を1/30程度の降水量でよいであろう』と安易に決められたが、産廃処分場は、有害な危険性のある物質を半永久的に貯留する特別な施設（存置期間は少なくとも150年以上）だから、平成27年水防法規定の最大想定降雨（1/1000年確率）を使用して、防災調整池の容量算定を実施すべきである。県はこれまでの住民説明会ではフロンティアかさまの施設以上のものを計画すると標榜して来たのだから、せめてフロンティアかさまと同様に計画規模1/200年確率の降水量を採用すべきである。

c. 防災調整池に必要な容量について

唐津沢産廃処分場の防災調整池容量の算定対象面積Aを流域全体の面積118.30haとした場合について、洪水の計画規模1/200年確率の降水量に対応した調整池容量Vを算定した結果、Vは、194,300(m³)、約19.4万m³となった。

この場合、防災調整池容量の算定対象面積118.30haは、敷地面積36.83haの3.2倍と広大であり、雨水放流地点の許容放流比流量が0.029m³/s/haと極めて小さく、唐津沢全流域からの許容放流量が3.43m³/sと小さいため、必要な防災調整池容量Vは194,300(m³)と巨大なものになる。それに対して、現行の防災調整池容量は29,747(m³)であり、必要な防災調整池容量の6.5分の1である。両者の差異はあまりにも大きく、明らかな誤りであり、違法性も重大だから速やかに対処すべきである。

なお、西側流域のうち、B流域19.38haからの雨水は、搬入道路側溝を通じて直接鮎川に放流されると考えられるので、このB流域は直接放流区域に該当する。そして、合理式により、直接放流のピーク流量Q'を試算した結果、4.19m³/sとなった。

この場合、直接放流される雨量は、 $4.19 \text{ m}^3/\text{s}$ であり、唐津沢全降水域に対する許容放流量 $3.43 \text{ m}^3/\text{s}$ を $0.76 \text{ m}^3/\text{s}$ だけ超えることになる。それでは、防災調整池からの放流を完全に止めたとしても、なお許容放流量を超えて直接放流するので規則違反になる。したがって、直接放流することは許容されず、別途に超過流量 $0.76 \text{ m}^3/\text{s}$ に見合った適正容量の防災調整池を設置し、そこを經由して放流せねばならない。

d. 唐津沢上流域からの豪雨時洪水に対する具体的な放流方策について

図1に示すように、唐津沢上流域（西側流域のうちのA流域 62.09 ha ）から豪雨時に流出する雨水は集中して、搬入道路トンネル出入口付近では、 $18.5 \text{ m}^3/\text{s}$ の洪水を引き起こすと想定される。このように、唐津沢は、雨水が局所に集中して激甚な洪水を発生する特有の地形・形状であるため、洪水に対する防災対策の必要なことを、私どもは何度となく訴えて来たが、県は無視し続けて未だに何の施策も示されていない。

先に示した図3から判るように、唐津沢上流部から流出する洪水の激流は搬入道路のトンネル出入り口付近で急拡大するが、このような激流を収集して導水路に誘導し、 19.4 万 m^3 に拡大された防災調整池を通じて無事に鮎川へ放流する施設を整えることは至難の業である。県がどのような方策をとるのか、今後とも注視して行きたい。

便法として、図1に緑色の線で示す敷地境界に沿い、豪雨時の雨水の流通を完全に遮断する隔壁を設置し、唐津沢流域を二つの独立した個別の流域に分けることが考えられる。私どもは、県はこのような方策をとるものとして、昨年12月には、西側流域に対応する防災調整池設置の難題について公開質問状（参考資料4）を提出した。なぜなら、始めに述べたように、被告側の令和4年9月の準備書面には、

『新産業廃棄物最終処分場の西側流域の雨水については、新設道路に整備する排水施設により鮎川へ放流し、』……『いずれも河川管理者との放流に係る協議を行うのは今後であるため、現時点で示せるものではない。』

と記述されているからである。しかし、同じ準備書面の添付証書では、許容放流比流量が $0.029 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha}$ であることを示し、既に防災調整池容量の算定済みでありながら、『いずれも河川管理者との放流に係る協議を行うのは今後であるため、現時点で示せるものではない。』と白々しい説明を行っている。ところが最近に開示された施設の基本設計案（図5）によると、実際には、西側流域のうち、B流域 19.38 ha からの雨水は、搬入道路側溝を通じて直接鮎川に放流されるが、A流域 62.09 ha から豪雨時に流出する雨水については、何事もなくそのまま放置されている。このような経緯は、西側流域に対応する調整池容量を隠蔽するために、意図的に情報操作が行われた証拠である。

豪雨時の雨水の流通を完全に遮断する隔壁を設置し、唐津沢流域を二つの独立した個別の流域に分ける場合には、防災調整池容量 19.4 万 m^3 は、敷地面積 36.83 ha と敷地外面積 81.47 ha で案分され、敷地流域と敷地外のそれぞれに対応する調整池容量は、 6.0 万 m^3 と 13.4 万 m^3 分けられる。この方が多少現実的な方策と思われるが、広大

な唐津沢の流域を巨大な隔壁で完全に分割するのは容易なことではなく、敷地外流域（西側流域）に対応する巨大容量の調整池を設置できる敷地は、現状ではどこにも無いので、実現性はかなり低いと予想される。

なおこの場合でも、唐津沢上流部から搬入道路のトンネル出入口付近に流出する激流を収集して導水路に誘導し、別途に設備される13.4万 m^3 の防災調整池を通じて無事に鮎川へ放流することは至難の業である。

6. まとめ

県は急峻で広大な唐津沢の中に巨大な産廃処分場の建設を計画しているため、豪雨時に唐津沢の上流域から搬入道路のトンネル出入口付近に流入する激甚な洪水に対する防災対策が必要であることを私どもは訴え続けて来たが、最近に開示された基本設計の結果から、唐津沢流域に対応する防災調整池の容量が必要な容量の6.5分の1であり、明らかに防災調整池の技術基準に違反することが判明した。

この度の処分場建設計画では、36.83haが開発対象の敷地となり、唐津沢上流域（処分場の西側流域）は、非開発地域であるとし、担当者は開発対象敷地だけが防災調整池の算定対象の流域面積と誤った判断をしたのかも知れない。しかし、「防災調整池の算定対象の流域面積を唐津沢全流域すべきところを意図的に隠蔽するような」情報操作があったと推察される。ただ単に面積を訂正すればよいと言うだけではなく、担当者の事実認識の誤りは重大問題である。

処分場防災調整池から鮎川への雨水放流地点周辺は、河川にトンネルがある。その許容放流比流量が0.029 $\text{m}^3/\text{s}/\text{ha}$ と極めて小さく、唐津沢全流域に対する許容放流量が3.43 m^3/s と小さいため、必要な防災調整池容量は19.4万 m^3 と巨大なものになる。唐津沢の深い谷間を埋立して、廃棄物槽の敷地を確保した上に、19.4万 m^3 の巨大な防災調整池の敷地（深さを10mと仮定すると1.9ha）を放流路の途中に確保するのは容易ではない。なお、唐津沢の出口周辺は、カスリーン台風時に鉱山施設に甚大な被害があったことから明かなように、洪水災害が極めて発生し易く、産廃処分場建設には不適切な場所である。

以上のように、唐津沢産廃処分場建設について、県の調整池技術基準に則り検討した結果、基本計画の防災調整池容量算定には重大な誤りがあり、当該建設計画には、法規違反（調整池技術基準に違反）があることを明確にした。それはあまりにも稚拙な誤りであり、これまでの県の説明経緯からも判断すると、調整池の必要容量を矮小化する意図的な情報操作があったと推察される。

唐津沢の地形・形状が巨大な産廃処分場建設には、洪水災害対策上、極めて不適切であるのに加えて、雨水放流地点の鮎川の極端な流下能力不足が重なった為に、指摘したように19.4万 m^3 の巨大な防災調整池を設備する必要がある、そうしなければ、まともな洪水

災害対策の機能を持たせることは現実的には不可能と思われる。

したがって、県は自らで制定した調整池技術基準に違反することがないように、早期に唐津沢産廃処分場の建設計画を取り止めるべきである。唐津沢湖の現況は、断崖絶壁に囲まれ、広く蒼い湖面を輝かせて誠に美しい姿を見せており、巧妙に洪水の防災ダムの機能を果たしている。唐津沢湖は洪水の防災ダムとして貴重であり、残すべきである。

7. 知事へのご質問

そこで、茨城県知事にご質問いたします。

私どもは、唐津沢産廃処分場の建設計画について、県の調整池技術基準に則り検討した結果、基本計画の防災調整池容量算定に重大な誤りがあり、当該建設計画には、法規違反（調整池技術基準に違反）があることを明確にしました。それはあまりにも稚拙な誤りであり、県の説明の経緯からも判断すると、防災調整池の算定対象の流域面積を唐津沢全流域すべきところを意図的に隠蔽するような情報操作があったと推察されます。単純な不注意による誤りだとしても、このような担当者の事実認識の誤りは、重大な問題です。

唐津沢の地形・形状が巨大な産廃処分場建設には、洪水災害対策上、極めて不適格であるのに加えて、雨水放流地点の鮎川の極端な流下能力不足が重なった為に、調整池技術基準に則り、19.4万㎡の巨大な防災調整池を設備する必要がある、そうしなければ、まともな洪水災害対策の機能を持たせることは現実的には不可能と思われまます。

このままでは、県は自らで制定した調整池技術基準に違反することになりますので、早期に唐津沢産廃処分場の建設計画を取り止めるべきであると要請いたします。

このような私どもの意見に対して、県知事はどのようにお考えでしょうか？

これらについて、勝手ながら本年4月30日までに、できるだけ詳細かつ丁寧にご回答戴けますようお願いいたします。

(以上)

参考資料

- (1) 茨城県知事宛「県産業廃棄物最終処分場費用支出の最止め請求住民訴訟」の提訴書状（2022年12月19日）
- (2) 冊子：「唐津沢産業廃棄物処分場計画の危険性を訴える」 荒川照明 助川靖平 鈴木鐸士 他2名（2021年12月17日）
- (3) 新産業廃棄物最終処分場基本計画策定委員長宛「産廃最終処分場基本計画の問題点に関する公開質問状」（2022年1月12日）県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会 共同代表 荒川照明 数藤まち子

- (4) 茨城県知事宛「鮎川の流下能力不足に伴う豪雨時雨水放流の難題に関する公開質問状」 荒川照明 助川靖平 鈴木鐸士 (2022年12月19日)
- (5) 茨城県知事宛「唐津沢流域の洪水浸水想定区域図の試作報告および県への追認要請」 荒川照明 助川靖平 鈴木鐸士 (2023年2月3日)
- (6) 新産業廃棄物最終処分場整備調査特別委員会資料〈資料1〉(令和5年3月15日)
- (7) 新産業廃棄物最終処分場基本計画 (令和4年4月) 茨城県 127頁 乙第54号の1)
- (8) 重要開発調整池に関する技術的基準 同解説 (平成29年7月) 京都府建設交通部河川課 13-14頁
- (9) 新産業廃棄物最終処分場基本計画 (令和4年4月) 茨城県 156-157頁
- (10) 「茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準及び解説(改正 平成10年10月1日)」 乙第46号証の1

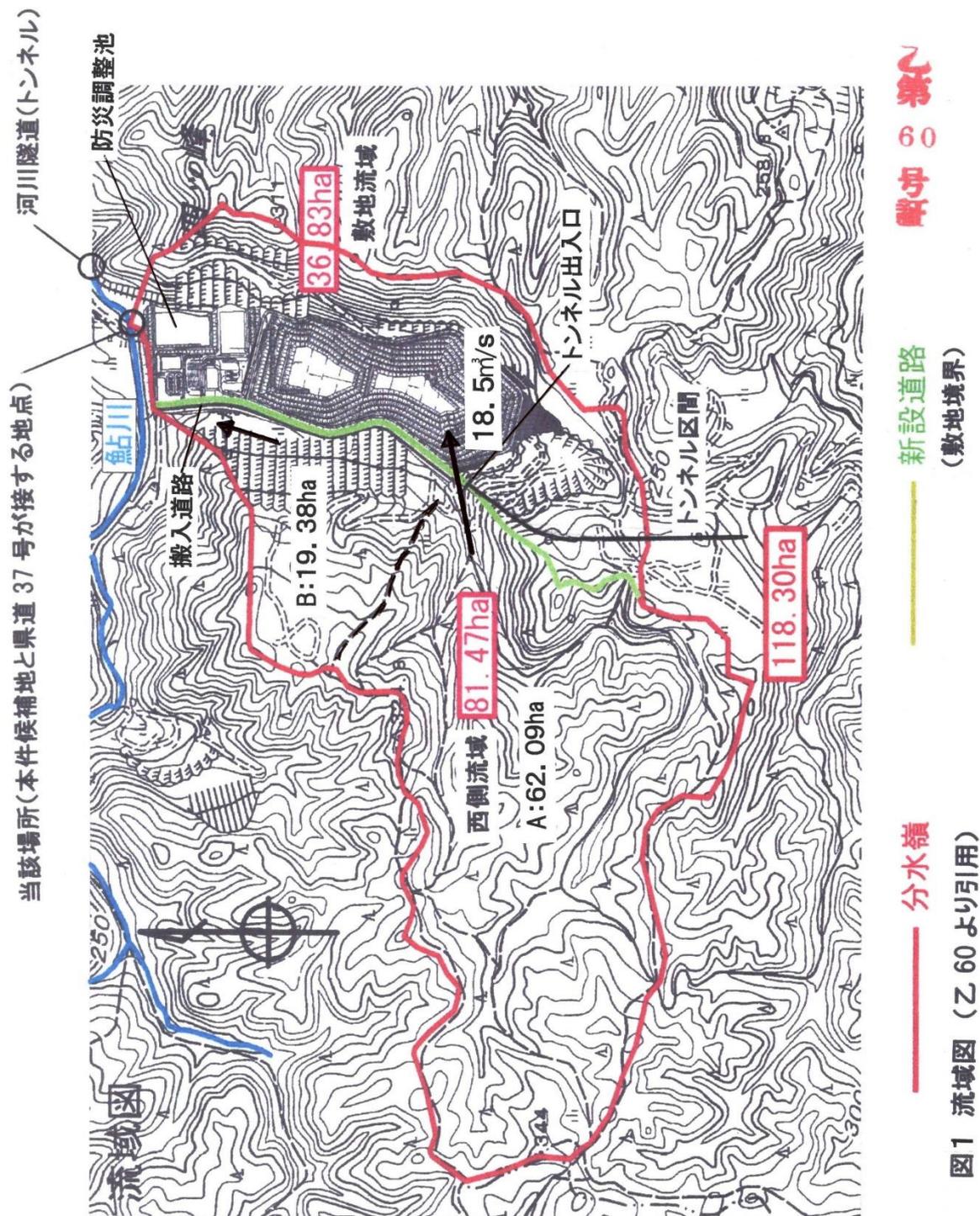


図1 唐津沢の流域図 (乙第60号証)

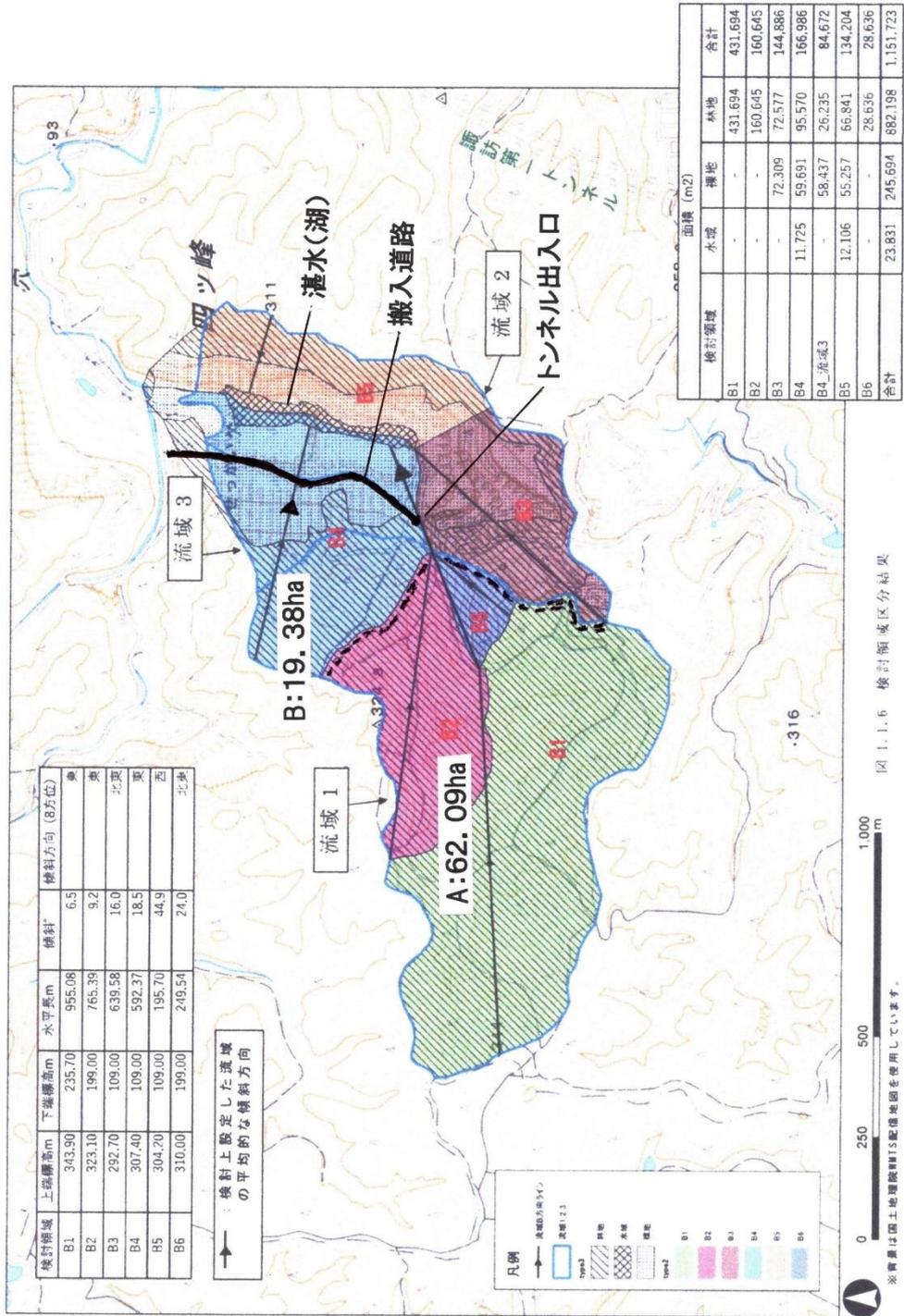


図2 唐津沢流域における豪雨時の雨水流の経路説明図

図2 唐津沢流域における豪雨時の雨水流の経路説明図 (乙第54号証の2)

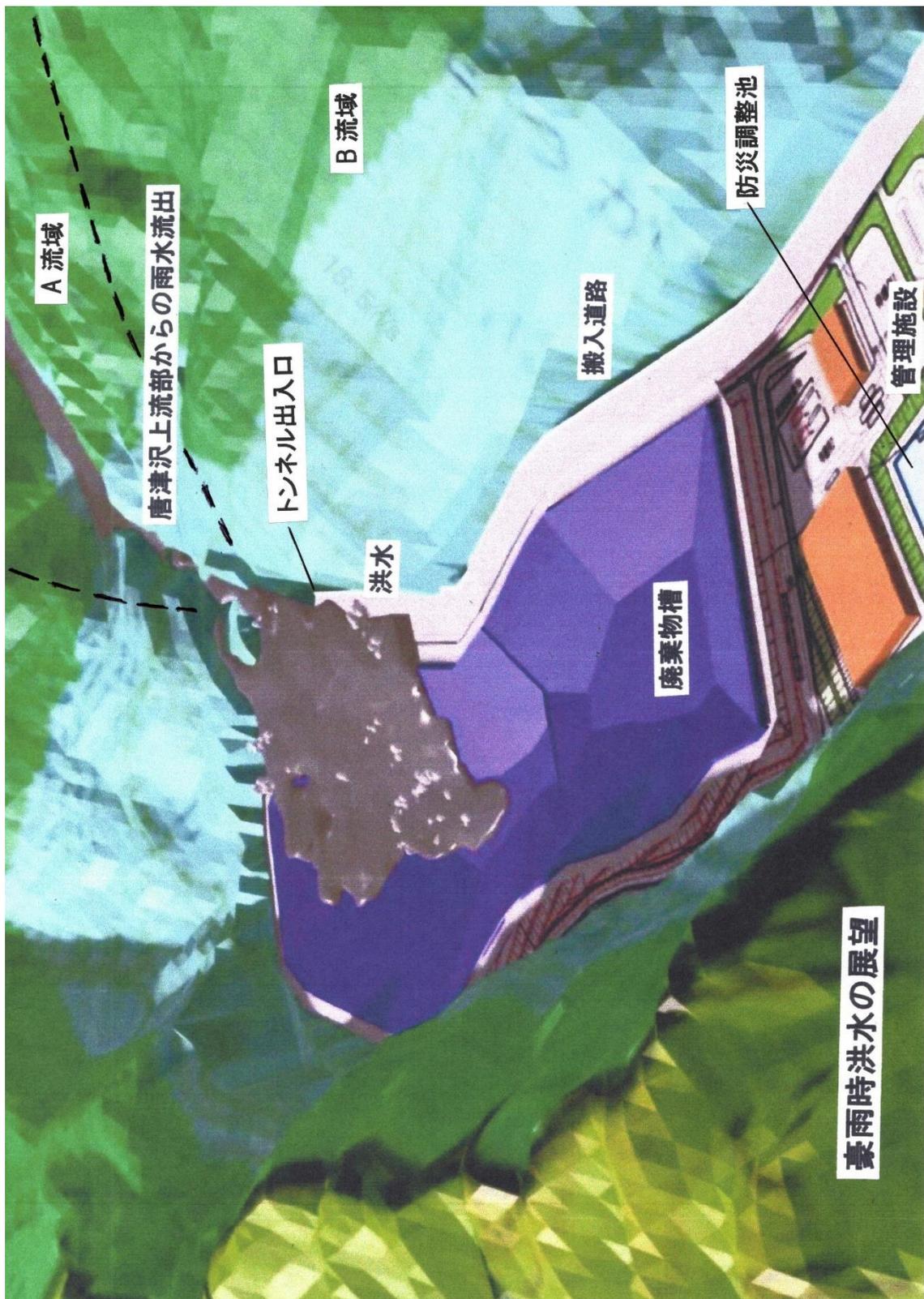


図3 豪雨時に唐津沢上流域から産廃処分場の搬入道路出入口付近に流入する洪水の動画解析結果の一場面（参考資料2）

(4) 許容放流量の算定

許容放流量は、許容放流比流量に重要開発調整池の流域面積を乗じて求めるものとする。ただし、開発地から流出する雨水が重要開発調整池に流入しない区域（以下「直接放流区域」という。）がある場合は、許容放流量から直接放流区域の流出量を差し引くものとする。

なお、直接放流区域の流出量は、合理式により求めるものとする。

<解説>

許容放流量は、次式により求めるものとする。

なお、流域面積の考え方は、参考図 2.2に示すとおりである。

$$Q_a = A \times q_a - Q'$$

$$Q' = 1/360 \times f' \times r \times A'$$

ここに、 Q_a ：重要開発調整池の許容放流量 (m^3/s)

A ：重要開発調整池の流域面積 (ha)

q_a ：許容放流比流量 ($m^3/s/ha$)

Q' ：直接放流区域の流出量 (m^3/s)

f' ：直接放流区域の流出係数

r ：流域上流端からネック地点までの洪水到達時間 (t_c') に対応した降雨強度 (mm/hr)

A' ：直接放流区域の面積 (ha)

直接放流区域からの流出量 (Q') を求めるための流出係数 (f') は第 2 章 3 (1) ウ 流出係数を、流域上流端からネック地点までの洪水到達時間 (t_c') 及びそれに対応した降雨強度 (r) は、第 2 章 3 (1) イ 洪水到達時間及び第 2 章 3 (1) ア 降雨強度式を参照するものとする。

A_{dev} ：開発地の面積(重要開発調整池の流域)

A'_{dev} ：開発地の面積(直接放流区域)

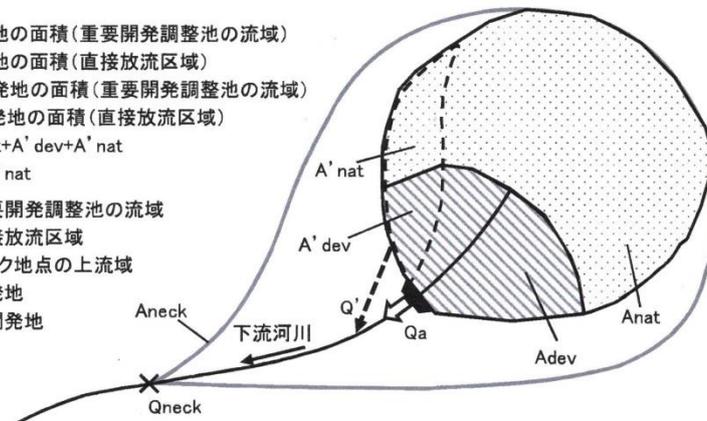
A_{nat} ：非開発地の面積(重要開発調整池の流域)

A'_{nat} ：非開発地の面積(直接放流区域)

$A = A_{dev} + A_{nat} + A'_{dev} + A'_{nat}$

$A' = A'_{dev} + A'_{nat}$

-  重要開発調整池の流域
-  直接放流区域
-  ネック地点の上流域
-  開発地
-  非開発地



参考図 2.2 流域面積の考え方

図 4 防災調整池の容量算定に使用すべき流域面積および許容放流量算定要領

